

## 平成30年度包括外部監査結果報告に対する措置状況

### 監査の対象

平成30年度監査テーマ

「指定管理者に関する事務執行について」

### 監査結果に対する措置状況

監査結果に対する措置状況は別紙のとおり

平成30年度明石市包括外部監査結果に対する措置状況

○ 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
総務局 財務室 財政健全化担当	18	1	意見	事業収支等の確認について	<p>事業収支は指定管理料の水準の妥当性を判断する重要な材料であり、その情報は指定管理者の会計帳簿に基づき作成されるため、指針に記載されている確認を実施するように、あらためて施設所管課に周知されたい。</p> <p>また、「経営の安定性を確認する」ために必要に応じて、指定管理事業のみならず法人全体の決算書を入手することや、前期比較・予算実績比較の資料を指定管理者に求め施設所管課で分析する等、指針の趣旨を踏まえ、各施設の状況に応じたモニタリングが必要である。</p> <p>更に、収支状況に加えて指定管理者の業務の実施状況や実施体制に対する監督についても、施設所管課によってばらつきがあることから、制度所管課においてはチェックリストやマニュアル等の文書化対応について検討されたい。</p>	<p>本年4月に指針に記載の収支確認を実施するよう、各施設所管課へ改めて通知しました。そのうえで収支確認を行っていない所管課に対して、行っている所管課の収支確認の場に同席して、実務を学ぶ機会を設けるなど、指針が遵守されるよう努めます。</p> <p>また、2019年度中に標準様式集を改定し、「業務履行確認表」に法人全体の決算書の確認、前期比較・予算実績比較等を盛り込むとともに、所管課において的確に活用されるよう周知徹底します。</p>
	19	2	意見	公の施設の使用料について	<p>施設使用料等に関して、市全体の具体的な方針は策定されておらず、公の施設の使用料の見直しは、施設所管課ごとの判断に任せられている。</p> <p>施設所管課が使用料の見直しを行えるよう、「市全体の具体的な方針」の策定を検討されたい。その上で、指定管理者制度を導入している施設のうち、公の施設の使用料を徴収している33施設については、「施設使用料等に関する基本的な考え方」に記載されている項目をベースに、「市全体の具体的な方針」を活用し、使用料の見直しの必要性について検討を開始されたい。</p> <p>特に、「サービス原価の算定」については、市が平成28年度に公表している施設カルテにおいて、平成27年度の決算数値が公表されているため、当該情報を有効活用するとともに、数値の更新を実施されたい。</p>	<p>施設使用料等に関する方針について、「サービス原価の算定」及び「サービスの性質に応じた適正な負担割合の設定」について策定することを検討します。</p> <p>また、使用料の見直しに向けて、各施設のサービス原価を集計している「施設カルテ」を公共施設配置適正化基本・実行計画の改定に併せて更新することとします。</p>
	22	3	意見	修繕費等の協定書の記載方法について	<p>修繕費等は精算方式を採用し、修繕費の金銭的負担は予算の範囲内であればすべて市となるものの、基本協定書の責任分担表上、施設・設備の損傷等に伴う修繕（経年劣化等による小規模なもの）は指定管理者の負担とされている。市の解釈によれば、ここでの負担は、指定管理者が自らの責任において発注・検収・支払等の事務手続を実施する趣旨であり、金銭的負担ではないとのことであるが、客観的には判別つきがたい。</p> <p>以上を踏まえ、修繕に関する責任分担表の記載を明確にされたい。</p>	<p>2019年度中に標準様式集を改定し、責任分担表上の施設・設備の損傷等に伴う修繕（経年劣化等による小規模なもの）の項目については、修繕実施の役割分担を規定するものであり、修繕費の取扱いについては協定書本体の規定に従うことを明示し、誤解が生じないよう改めます。</p>
	23	4	意見	指定管理者が共同事業体である場合の収支報告書の記載方法について	<p>指定管理者が共同事業体である場合の収支報告書について、代表団体以外の構成団体の収支は一括して委託料として記載されている事案が見られた。</p> <p>委託料のみで計上すると、構成団体の人件費等も委託料に含まれてしまうことになるため、施設の運営に関する支出の内訳が不透明になる。また、委託料の中に、構成団体の利益が含まれる可能性があるため、施設の収支の実態が不明確になる。</p> <p>共同事業体である場合の収支報告書の記載方法について、支出の内訳及び収支の実態が明らかになるように改められたい。</p>	<p>本年4月に、指定管理者が共同事業体である場合の収支報告書について、代表団体以外の構成団体の収支は、一括して委託料とはせず、支出の内訳及び収支の実態が明らかになるように計上するよう、各施設所管課へ通知しました。</p> <p>また、2019年度中に標準様式集を改定し、収支報告に関する注意事項として同様の内容を追加します。</p>
	23	5	意見	指定管理者の評価方法について	<p>第三者評価を実施することは、事務手続上も負担が重く費用対効果を検討しなければならないが、更新制導入等により指定管理期間が長期化するケース等必要な場合には、指定管理期間中の毎年の指定管理者自身による評価、施設所管課評価及び改選時の選定委員会による第三者評価に加え、指定管理期間の中間の時期に第三者評価を受ける仕組みの導入を検討されたい。</p>	<p>2019年度中に、指定管理期間が5年を超えるなど長期となる場合に、指定期間の中間時期に第三者評価を実施することについて、実施の是非や実施方法等を検討します。</p> <p>そのうえで2019年度中に実施する指針の改定時には、検討結果を踏まえて、中間時期の第三者評価に関する記載を追加します。</p>

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
総務局 財務室 財政健全化担当	24	6	意見	貸与備品の管理について	<p>市の財産である貸与備品が適切に管理されているかを確認するために貸与備品と備品台帳を定期的に照合することが有効である。しかしながら現状は、指定管理期間開始時に施設所管課が指定管理者とともに現物確認を行い、その後は増減報告のみを指定管理者から受けているだけであり、貸与備品と備品台帳との定期的な照合は行われていない。</p> <p>貸与備品のなかには、文化博物館の収蔵品のように歴史的価値のあるものや、プロジェクター等の高額なものもあり、横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に、貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。</p> <p>また、貸与備品の実在性を検証する上記手続においては、備品台帳が正確であることが前提となることから、異動があった場合に備品台帳が適切に更新されるよう施設所管課は指導されたい。</p>	<p>本年4月に、貸与備品の管理の改善について、各施設の備品の多寡等も考慮し、指定管理者に貸与備品と備品台帳の照合を求め、結果を報告させることや、施設所管課が一定数を抽出して照合を行うことなどを、各施設所管課へ通知しました。</p> <p>また、2019年度中に指針及び標準様式集を改定し、備品管理に関する注意事項として同様の内容を追加します。</p>
	25	7	結果	再委託について	<p>再委託の承諾状況について確認したところ、以下のような事案が散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画で再委託を実施する業務概要のみを報告し、年度末に内容、委託先、金額、決定方法を報告</li> <li>・上記とは異なる完全な事後報告</li> </ul> <p>確かに指針や基本協定書には、「承諾」としか記載されておらず、事後承諾であっても、指針、基本協定書には違反していない。しかしながら、再委託の承諾を求める趣旨は、主に、市にとってふさわしくない者（入札参加資格停止者、反社会的勢力等）が市の業務を行うことを排除すること、指定管理者が中抜きにより不当に利益を得ることを防止すること、業務に係る責任関係を明確化することにある。これらの趣旨からすると、再委託の承諾は事前に行う必要があり、また承諾に当たっては、市が再委託の妥当性を判断するために必要な情報を入手する必要がある。</p> <p>再委託の事前承諾及び承諾の際に必要な情報を漏れなく入手することを徹底されたい。</p>	<p>指針では、第三者への委託（再委託）について、「委託可能な業務については、各施設の特性等に応じて募集要項や協定等により明示し、決定後、委託する業務と委託先の事業者名を市へ報告させ、適当と認められる場合は、これを承諾するものとする。」と定めているところです。</p> <p>これを踏まえて、本年4月に再委託を行う場合には事前承諾を徹底することを各施設所管課に改めて通知しました。</p> <p>また、関係課と調整し、2019年度の公募に係る募集要項等において、再委託にあたっては事前承諾が必要であることを明記します。</p> <p>さらに、2019年度中に指針を改定し、再委託を行う場合は事前承諾が必要であることを明記するとともに、再委託の妥当性を判断するために、必要な情報について指定管理者に提供を求めることを追加します。</p>
	26	8	意見	自主事業について	<p>指定管理業務に含めているにもかかわらず、自主事業に係る支出を指定管理料から除いていることにより、指定管理者に過度な負担を強いている施設がみられた。また、逆に指定管理業務に含めないにもかかわらず、自主事業に係る支出を指定管理料から支払っていることにより、指定管理者は支出負担なしで収入のみ収受している施設もみられた。</p> <p>自主事業について、市としての定義を明らかにするとともに、指針において収入、支出の取扱いを明記し、統一されたい。</p>	<p>市が仕様書で内容や回数を明確に記載している事業だけでなく、仕様書に定性的に記載していること、又は施設の設置目的内で指定管理者から提案があり、市が認めて事業計画書に盛り込まれた事業については指定管理業務とし、費用を指定管理料から支払えるものと整理します。</p> <p>一方、施設の設置目的外で指定管理者が実施する事業を自主事業とし、費用を指定管理料から支払うことはできないものと整理します。</p> <p>整理した内容について、関係課と調整し、2019年度の公募に係る募集要項等に明記するとともに、2019年度中に指針及び標準様式集を改定し追加します。</p>

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
総務局 財務室 財政健全化担当	28	9	意見	一般管理費等における本社費用等の取扱いについて	<p>指定管理者から提出を受けた収支報告書を確認したところ、一部の報告書において、一般管理費等の中に、指定管理者の本社費用相当額を計上していた。</p> <p>施設所管課に対し、本社費用相当額に係る積算根拠の把握や確認方法についてヒアリングしたところ、施設所管課によっては全く把握していない施設もある等、その対応に違いが見られた。</p> <p>本社費用相当額は、金額を算出するにあたって見積要素が高く、恣意性が介在しやすい。</p> <p>一般管理費等について、他自治体の事例を参考にしながら、施設所管課は積算根拠を把握するとともに、毎年、積算根拠に従って計上されているかを根拠資料等により確認されたい。</p>	<p>本年4月に各施設所管課に対して、既に一般管理費等の積算根拠を把握している施設については、収支報告においてその通りに積算されているかを確認し、積算根拠を把握していない施設については、指定管理者に対して積算根拠の情報提供を求めるよう通知しました。</p> <p>また、関係課と調整し、2019年度の公募に係る募集要項等において、公募時の収支計画書に一般管理費の積算根拠の記載を求める旨を追加します。</p> <p>さらに、2019年度中に指針及び標準様式集を改定し、公募時の収支計画書に一般管理費の積算根拠を記載させるとともに、毎年度の収支報告において、収支計画書のとおり積算が行われているかを確認すること、一般管理費の積算根拠を変更する場合は、書面で申し出を受け、合理性を確認したうえで承諾することを追加します。</p>
	30	10	結果	非公募による指定管理者の選定について	<p>市は、公募により指定管理者候補者を選定する場合には、外部有識者等から構成される選定委員会を設置し、募集要項や仕様書等の協議や指定管理候補者の審査を実施している。一方、非公募により指定管理者候補者を選定する場合には、募集要項に基づき、当該候補者から事業計画書や収支計画書等の申請書類を提出させ、起案するのみであり、審査は実施していない。</p> <p>「明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条において、指定管理者の候補者として選定する基準が規定されているため、非公募であっても候補者が当該基準を満たしているかどうかの審査を実施し、記録を保管されたい。</p>	<p>所管課と調整し、2019年度に非公募で選定する施設から、公募による場合と同様に、所管課において明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項に規定する基準により審査（同条第3項による総合的な判断）し、その理由を記録に残すこととします。</p> <p>また、2019年度中に指針及び標準様式集を改定し、非公募の場合も条例の基準による審査を行うこと、必要に応じて学識経験者や経営実務家の意見を聴取することを追加します。</p>
	31	11	結果	基本協定書における指定の取消し等の要件について	<p>市が締結している基本協定書のうち7施設について、ひな形となる「様式集の協定書（例）」に第三者委託に関する上記指定の取消し要件が記載されていたにもかかわらず、該当する記載が抜け落ちていた。</p> <p>指定の取消し要件は重要事項であり、基本協定書上、記載漏れがないように市としてチェック体制を確立されたい。</p>	<p>基本協定締結の際に、基本協定書に取消し要件の記載漏れがないか財政健全化担当が確認します。</p>

○ 個別の指定管理者導入施設

【1. あかし市民広場】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
政策局 シティセールス推進室 シティセールス課	39	①	意見	事業収支等の確認について	実績として発生した収支の内容や収支余剰について、会計帳簿と証拠書類の照合や担当者へのヒアリング等により十分に確認を行い、その余剰の一部を市に返還させる必要がないか等の検討が必要である。その上で、経費削減の観点も考慮しつつ、次期の指定管理料の算定材料として活用されることが望ましい。 指定管理者の業務の実施状況・実施体制に対する監督についても、施設所管課は指定管理者から業務実施に関する報告を受け、今後の運営等について指導や協議を行っているが、その内容についての記録を行っていなかった。 監督実施者としての説明責任を果たす意味でも、施設所管課は当施設にて検査した内容や指導、協議した事項等の記録を残すことを検討されたい。	収支の内容については、適切な確認を行った上で、次期の指定管理料の算定に活用していきます。 収支余剰について、指定管理者の努力によらずに発生したものについては、精算を行い、市へ返還させることを検討いたします。 検査した内容や指導、協議した事項等については、記録を残す形に改善しました。
	40	②	意見	貸与備品の管理について	市から指定管理者に指定管理業務に使用するために貸与した物品につき、施設所管課は指定管理者より増減の報告を指定管理者から毎年受けているのみで、備品台帳との照合は施設所管課も指定管理者も行っていない。 横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは、施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。	指定管理者に貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させます。
	40	③	結果	再委託について	当施設の管理運営に関する基本協定書において、指定管理業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則禁止されており、一部を第三者に委託（再委託）する場合は、あらかじめ書面により市の承諾が必要となっている。 しかし、当施設においては、指定管理者から指定管理業務の一部を再委託する旨の申請書はなく、事業計画での委託内容及び金額の報告に留まっており、実際にどのような業者をどのような金額で選んだ等の報告が適時になされていない。なお、各年度終了時に指定管理者から施設所管課に提出される事業報告書には、再委託業者と契約金額を記載していた。 施設所管課は、事前に指定管理者から書面により再委託内容・委託先・金額の報告を受け、確認の上で承認する必要がある。	今後は事前に指定管理者から書面により再委託内容・委託先・金額の報告を受け、確認の上で承認を行っていきます。 平成30年度分についても是正を図り、事後ではありますが再委託の承認手続きを行いました。

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
政策局 シティセールス推進室 シティセールス課	40	④	意見	一般管理費等における本部経費の取扱いについて	<p>指定管理者が施設の運営により利益を計上すること及び本部経費を合理的な配分により指定管理業務費用とすること自体は否定されるものではない。</p> <p>しかし、当該一般管理費は、予算時は指定管理料の10%を目安に設定されていたが、実際は5.6%となっており、その計上根拠が不明確であった。</p> <p>施設所管課は、指定管理者に対して、本部経費の配分が適切であることを説明できる根拠を整備させ、施設所管課が確認できるよう指導されたい。</p>	<p>今後は、事前に指定管理者に一般管理費の計算方法を確認しておき、決算額がその通りになっているかを確認します。</p>
	41	⑤	意見	指定管理者の選定方法について	<p>当施設での事業を通じ、広く明石の歴史、文化を発信し、明石をセールスする観点からの運営を期待することから、第1期目の指定管理者候補者については、明石の地域情報に精通し、地域資源を活用したイベントの実施や明石の情報発信について実績があるとして、一般社団法人明石観光協会を非公募により選定している。</p> <p>当指定管理者がこれまで市の観光施策に重要な役割を担ってきたことから、地域情報に精通していることは理解できるものの、施設管理業務や来場者増加のためのプロモーションを専門とする事業者は一定数存在すると考えられる。</p> <p>指定管理者制度の目的を踏まえ、今後は公募による指定も視野に選定方法を検討すべきである。</p>	<p>当施設については、にぎわいづくりに重要な役割を果たしていることに加え、非営利目的の団体の利用を促進し、コミュニティづくりにも重要な場となっていることから、市民活動団体とも関わりの深い観光協会を非公募により指定管理者としているところです。</p> <p>今後も、利用者にとってよりよい管理運営が行えるよう、公募も含めた選定方法や指定期間について検討していきます。</p>
	42	⑥	意見	来場者数の目標設定について	<p>当施設の貸館による施設の利用率の目標は60%として定められているものの、来場者数の目標は設定されていない。</p> <p>当施設は、地域活性化のために整備された施設である以上、継続的な地域活性につなげるべく、来場者の目標を設定するとともに、目標と実際の差異等を分析し、目標の達成のためにどのような工夫が今後必要であるかといったPDCA体制の構築について検討されたい。</p>	<p>地域活性化の指標の1つとして、来場者数の目標設定を行うことを検討するとともに、目標達成の手法についても指定管理者に提案を求めています。</p>
	42	⑦	意見	利用者意見の把握について	<p>利用者満足の向上のため、また潜在的な利用者確保のため、広く市民の要望を適時に把握できるよう、アンケートの複数回の実施や意見箱等を設置することを検討されたい。</p> <p>また、施設所管課においては、指定管理者が利用者からの意見等への対応を行っているか、対応報告を受領する等により確認されたい。</p>	<p>来場者に対するアンケートについて、毎月実施する形に改善しました。アンケート内容への対応については報告書で報告させ、確認していきます。</p>

【2. 明石市立夜間休日応急診療所】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
福祉局 あかし保健所 保健総務課	46	①	意見	一般管理費等における管理事務費の取扱いについて	管理事務費は金額を算出するに当たって見積要素が高く、恣意性が介入しやすいことから、金額の妥当性を検証するためにも、市は、管理事務費について、収支計画書等に計算根拠を記載することを明石市医師会に指導するとともに、収支状況の金額の正確性をチェックされたい。	年度協定書の収支計算書に管理事務費の計算根拠を記載します。 また、収支状況の金額の点検を徹底します。
	48	②	結果	基本協定書における指定の取消し等の要件について	基本協定書において、指定を取消することができる事由が列挙されているが、市が管理する他施設の基本協定書に含まれている再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない。 基本協定書や年度協定の作成に当たっては、常に最新の情報を入手し、時勢や実態に対応した内容となるように努められたい。	基本協定書において、指定を取消することができる事由に、再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない点について、協定書への記載を行います。 また、協定書の作成にあたっては、公の施設の指定管理者制度に関する指針等に則り、指摘のあった点にも留意し、内容の精査に努めます。
	48	③	意見	東播磨圏域小児救急医療電話相談窓口業務の報告書について	電話相談があった都度、対応した看護師がパソコン上で受付記録を入力している。受付記録には、症例や相談内容等に加え、相談者に対してどのような対応をしたかを入力する必要がある。対応内容は、あらかじめ設定された項目を選択できる仕組みになっているが、設定された項目によっては、どのような助言を行ったか不明確となる場合がある。 電話対応の結果は今後の業務への活用も期待できることから、その内容が明確になるよう、設定する項目内容について見直しを図られたい。	電話相談の報告書について、対応内容が明確になるよう、受付記録の項目の見直しを図ります。
	49	④	意見	現金管理について	応急診療所では診療の窓口業務を再委託しており、再委託業者がおつりの準備をすることになっている。 一方で、明石市医師会は、業者がおつりを不足した場合に備え、1,047千円分の予備現金を金庫に備えていた。 1,000千円を超える予備現金を保管していることについて、GWや年末年始等の銀行が開いていない場合に備えているとのことであったが、調査実施日である平成30年10月2日は、長期休暇が控えている時期ではなかった。 また、窓口収入は多くても1日100千円程度であり、1,000千円の予備現金が常時必要であるとは考えにくい。 さらに、予備現金の明細表は、平成28年5月6日から更新されておらず、調査実施日まで現金の実査が行われているかどうか不明であった。金庫に備えられているとはいえ、不正等を防止する観点から、保管金額は必要最低限とし、かつ、定期的に現金の実査を行った上で、明細表を更新するよう施設所管課は指導されたい。	保管する現金は必要最低限とします。 また、現金は毎日実査を行い、明細表をその都度更新します。

【3. 明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
福祉局 あかし保健所 保健総務課	53	①	結果	貸与備品の管理について	市からの貸与備品の管理において、以下のような不備が発見された。 (i) 除却済みにもかかわらず、市への報告が漏れているものがあった。仕様書において、指定管理者は、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならないとされている。異動の報告は適切に実施されたい。 (ii) 歯科診療所に2台の冷蔵庫があったが、両方とも備品の帰属が市にあるか指定管理者にあるかが不明であった。うち、1台は、薬品を保管しているものであり、指定管理業務運営にあたって、必要な備品であると考えられる。備品の帰属を明確にするとともに、適切な事務処理を実行されたい。	除却済みだが備品台帳に計上されていた備品について、台帳における廃棄の処理を行いました。 また、帰属が不明確であった既存の備品について、備品台帳への登録を行いました。 今後は備品管理について、適正な事務処理を行います。
	54	②	意見	一般管理費等における管理事務費の取扱いについて	市は、管理事務費等について、収支計画書等に計算根拠を記載すること及び金額を明確に表示することを明石市歯科医師会に指導するとともに、収支状況の金額の正確性をチェックされたい。	年度協定書の収支計算書に管理事務費の計算根拠を記載します。 また、収支状況の金額の点検を徹底します。
	55	③	結果	基本協定書における指定の取消し等の要件について	基本協定書において、指定を取消すことができる事由が列挙されているが、市が管理する他施設の基本協定書に含まれている再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない。 基本協定書や年度協定の作成にあたっては、常に最新の情報を入手し、時勢や実態に対応した内容となるように努められたい。	基本協定書において、指定を取消すことができる事由に、再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない点について、協定書への記載を行います。 また、協定書の作成にあたっては、公の施設の指定管理者制度に関する指針等に則り、指摘のあった点にも留意し、内容の精査に努めます。
	55	④	結果	薬品の管理簿について	歯科診療所では、4種類の薬品を保管しており、薬品ごとに管理簿を作成し、管理をしている。 しかしながら、管理簿には、使用数の記載はあったものの、入庫情報や残高情報が記載されておらず、管理簿と現物の照合ができなかった。管理簿には、入庫情報や残高情報を記載の上、定期的に現物との照合を実施されたい。	薬品の管理簿について、入庫情報や在庫情報を記載し、定期的に現物照合を行うよう改善を図りました。
	56	⑤	意見	休日歯科急病センターのあり方について	平成25年度から平成29年度までの診療報酬は、3,000千円～4,000千円程度である一方で、指定管理料は10,000千円以上かかっている。 また、年間受診者延人数も年々減少しており、GWや年末年始を除けば、1日平均患者数は10人にも満たない状態である。 市もこの点を認識しており、平成28年度に策定された次期指定管理候補者の選定方針の中に、休日歯科急病センターの今後のあり方について検討が必要であるとの課題が記載されているものの、その後の検討は進んでいない。 さらに、市が保管している「他都市における休日歯科急病センターの設置状況表」によると、政令指定都市及び中核市80団体のうち、休日歯科を在宅当番で実施している自治体が13団体あった。 上記に加え、兵庫県医療機関情報システムで明石市内の歯科診療所を検索したところ、本施設以外で、市内において日曜に診療をしている歯科が12件、祝日に診療をしている歯科が5件存在した。 以上の内部・外部環境を踏まえ、休日歯科急病センターの運営方法の見直しや存続も含め、市としての方針を検討されたい。	現在、施設の老朽化に伴い、現施設に替わる（仮称）ユニバーサル歯科診療所の移転、機能拡充を予定しており、休日歯科急病センターのあり方とあわせて検討を進めています。



【4. 明石市生涯学習センター、あかし男女共同参画センター】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ推進課 (現：コミュニティ・生涯学習課)	62	①	結果	事業収支等の確認について	指定管理料算出の基礎となるものが収支報告であるため、施設所管課は、指定管理者に実際に発生した収入及び支出の報告を徹底させるとともに、収支報告の正確性を会計帳簿や証拠書類と照合し、検証する必要がある。	指定管理者と協議し、収支報告の内容について、今後は、実際に発生した収入及び支出を報告するよう指示しました。 また、現在、四半期ごとに収支報告書及び総勘定元帳の提出を求めています。加えて、会計帳簿や証拠書類と照合し、収支報告の正確性を検証するように会計事務の確認方法を改善します。
	63	②	結果	再委託について	当施設の管理運営に関する基本協定書において、指定管理業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則禁止されており、一部を第三者に委託（再委託）する場合は、あらかじめ書面により市が承諾することが必要となっている。 当施設においては、指定管理者から指定管理業務の一部を再委託する旨の申請書はなく、事業計画での委託内容の報告に留まっており、実際にどのような業者をどのような金額で選んだ等の報告が適時になされていない。	再委託契約については、これまで、指定管理者から報告される事業計画及び年度終了時の事業報告書により確認を行ってきており、不適切な再委託契約はありませんでした。 しかしながら、今後は、再委託を行う際には、事前に、指定管理者から書面により再委託内容の報告を受け、確認の上、書面により承認するよう手続きを改善します。
	64	③	意見	指定管理者の選定方法について	指定管理者の選定においては、広く候補者を募るために公募による募集を原則とすべきである。しかし、当施設は、コミュニティ推進課、男女共同参画課及び生涯学習課が所管する事業を実施する複合施設であり、この3つの事業をまとめて展開できる団体は多くはないと市は判断し、施設管理の経験はなかったものの、市の施策を担っていた当指定管理者を非公募により選定している。 当指定管理者が市民サービスの提供のため、重要な市の施策を担ってきた経緯については理解できるものの、施設が担う各事業を専門とする事業者は一定数存在すると考えられる。 指定管理者制度の目的を踏まえ、今後は公募による指定も視野にその選定方法を検討すべきである。	(一社)コミュニティ創造協会は、市民活動団体、地域コミュニティなどの団体との幅広いネットワークがあり、これらの団体との連携・協働や効果的な支援により、的確な市民サービスの提供ができることから、非公募による選定としています。 次期指定管理者の選定にあたっては、公募による選定も含め、市民サービスの向上を図ることができる選定方法を検討します。
	64	④	意見	指定管理業務の仕様書について	当施設の指定管理業務に関する仕様書において、指定管理者は生涯学習事業の推進やその他さまざまな事業に従事することが求められているが、指定管理者が最低限実施すべき講座や活動の回数等は明確となっていない。必要な事業活動の実施に対する対価として指定管理料が支払われている事実を鑑み、仕様書には指定管理者が最低限実施すべき講座や活動の回数等を明確にしておくことが望ましい。	指定管理者に求める生涯学習事業の推進等のソフト事業の実施については、必要な事業活動の実施に対する対価として指定管理料が支払われていることに鑑み、今後、指定管理者が最低限実施すべき講座や活動の回数等、仕様書への記載内容について検討します。
	64	⑤	結果	雇用助成金収入について	当施設において、受付業務を行うパート職員の雇用に関し、200千円の助成金を収受しているが、指定管理者から施設所管課に提出された収支報告には、収入として計上されていない。 給与が支出に含まれている以上、助成金収入についても報告する必要がある。	指定管理者と協議し、指定管理業務に係る雇用助成金等の収入がある場合について、今後は、収支報告に計上するよう指示しました。

【5. 明石市立市民会館、明石市立西部市民会館、明石市立市民ホール、明石市立中崎公会堂】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課	71	①	結果	事業収支等の確認について	事業収支の確認について、指針において、施設所管課は年に2回は会計帳簿との突合等、詳細な確認を行うこととなっている。修繕費等については精算条項となっているため、施設所管課は請求書等との根拠資料を入手して内容・金額の確認を行っているが、その他については会計帳簿等との突合を行っていない。 適切な指定管理料算出の基礎となるものが事業収支であるため、指針に基づき会計帳簿との突合等、詳細な確認を実施されたい。	精算条項である修繕費等以外についても、会計帳簿との突合を行い、適切な事業収支であるか確認することとします。
	71	②	意見	貸与備品の管理について	貸与備品について、施設所管課は指定管理者より増減の報告を指定管理者から毎年受けているのみで、備品台帳との照合は施設所管課も指定管理者も行っていない。 横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは、施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。	全ての備品について台帳と突合することは、備品数が非常に多く困難な実情です。そこで、定期的に毎回異なる対象範囲から、基準を設けて備品を抽出し、抽出された備品について、指定管理者に備品台帳との照合を求め、結果を報告させるなど、部分的な確認を積み重ねることにより、横領等の不正の防止を図ります。
	71	③	意見	一般管理費等における本社費の取扱いについて	指定管理者は、共同事業体の構成団体の本社費として、毎年計上しているが、施設所管課はその内容及び金額の根拠等について、指定管理者に確認をしていない。 本社費が指定管理業務費用として計上されること自体は否定されるものではないものの、見積り項目であり、もともと恣意性が介入しやすい（利益操作が可能）。指定管理者が計上金額の根拠を説明できなければ、市が確認することができず、市民に説明責任が果たせなくなることばかりか、指定管理者制度の趣旨である施設運営コストの縮減につながらないおそれがある。 そのため、本社費について配賦方法の合理性や計上根拠等、十分に確認されたい。	次期の指定管理者選定時の仕様書に、本社費の根拠確認を行う旨を記載し、指定管理者から本社費の根拠資料を提出させて確認を行うこととします。
	72	④	意見	利用者の利用目的について	各施設において利用者の利用目的を把握しているが、明石市立中崎公会堂の和室では利用目的「その他」が大部分を占め、その内容は、ヨガ、子供対象のサークル、食事会、大広間の控室等である。 利用目的区分に係る資料は指定管理者の当初設定のままで作成されているが、時代の変化とともに新たな利用が増えてきていると考えられる。利用目的別の状況を把握・分析し、今後の利用促進に活かすためにも資料上の利用目的区分の見直しを検討されたい。	現在の利用区分については、統計上の継続性を重視する観点から、従前からの区分を使用していたものですが、利用者の利用目的が変化してきており、さらに詳しく把握・分析するため、新たな区分を追加して運用していきます。

【6. 明石市立文化博物館】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課	76	①	意見	貸与備品の管理について	貸与備品について、施設所管課は指定管理者より増減の報告を指定管理者から毎年受けているのみで、備品台帳との照合は施設所管課も指定管理者も行っていない。 特に、収蔵品は歴史的価値のあるものが含まれていることもあり、横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に、貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。	全ての備品について台帳と突合することは、備品数が非常に多く困難な実情です。そこで、定期的に毎回異なる対象範囲から、基準を設けて備品を抽出し、抽出された備品について、指定管理者に備品台帳との照合を求め、結果を報告させるなど、部分的な確認を積み重ねることにより、横領等の不正の防止を図ります。
	77	②	意見	指定管理者の選定要件について	指定管理者の公募に際し、現地調査・説明会に来る会社は複数社あるものの、実際に応募があったのは、3回前が2社、2回前が1社、直前回は2社と少なくなっている。現状においては、最終的に応募しなかった会社を対象に応募のハードルとなった理由をアンケート等にて確認していない。 公募を有用なものにするためにも、アンケート等にてハードルとなっている事項を把握することを検討されたい。	現地調査・説明会に参加したものの、最終的には応募しなかった会社にアンケートを実施し、入札に参加しなかった理由等を把握することで、応募者数の確保に繋がりたいと考えています。
	77	③	意見	来場者について	平成28年度から平成29年度にかけて来場者数は増加しているものの、大学生・高校生の来場者数が非常に少ない状況が継続している。 これからの市の文化向上を担っていく年齢層となる大学生・高校生をターゲットにした広報や特別展・企画展を実施し、市の更なる活性化につなげることを検討されたい。	大学生・高校生の趣向把握に努めるとともに、関心を集めるような広報、展覧会内容等の実施を検討し、大学生・高校生の来館を促していきます。

【7. 明石市立勤労福祉会館、明石市立中高年齢労働者福祉センター、明石市立産業交流センター】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
市民生活局 産業振興室 産業政策課	85	①	意見	事業収支等の確認 について	<p>利用料金制を導入し、使用料金で不足する運営コストを指定管理料で賄う場合、予算段階で決定した指定管理料がそのまま指定管理者に支払われる。</p> <p>そのため、人員配置の状況や当該年度の特種要因等が適切に反映されているか、収支計画の詳細な確認が求められる。</p> <p>しかしながら、施設所管課は指定管理者の収支計画が妥当か否かにつき、十分に検証しているとは言えず、その結果、指定管理者は主に人件費の減少により、他の施設と比較して高い水準の収支黒字を達成している。</p> <p>収支計画について、あらゆる観点から批判的に検討し、指定管理料が業務内容に見合う妥当な水準にあるか検証されたい。</p>	<p>産業交流センターについては、2019年度からあかし保健所へと移管され、指定管理施設ではなくなりました。</p> <p>勤労福祉会館及びサンライフ明石指定管理業務については、今後も継続した管理運営がなされますので、指摘のとおり収支計画について、あらゆる観点から厳密に点検し、指定管理業務内容に見合う妥当な水準にあるか検証したうえで、指定管理業務実施にかかる年度協定額を決定していくよう検討していきます。</p>
	89	②	結果	減免について	<p>減免は本来徴収すべき使用料の全部又は一部を免除する例外的な措置であり、受益者負担の観点からは、単に使用許可を与える相手が公共的団体であるといった理由で安易に減免するべきではない。</p> <p>過去に減免を認め、継続している相手についても、減免に値する理由が今なお存在するか、慎重に検証することが求められる。</p> <p>また、減免に関して庁内に統一的な指針やマニュアルがなく、その運用は各施設所管課の判断に委ねている。解釈が異なることにより、公平性が担保できないおそれがあるため、統一的なルールの整備を検討されたい。</p>	<p>勤労福祉会館の1階団体活動室については、勤労福祉会館設置時に「明石市勤労福祉会館建設懇話会」においてその内容が議論され、労働者団体を中心とした団体への利用を前提にした団体活動室が設置されたものです。</p> <p>現在では、労働者団体に限らず市の政策上の観点から必要と認められる団体の活動拠点として利用を許可しています。</p> <p>指摘を踏まえ、他市の事例を参考にし庁内関係部局と協議しながら検討していきます。</p>

【8. 明石市公設地方卸売市場】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
市民生活局 産業振興室 産業政策課	94	①	結果	貸与備品の管理について	<p>管理センターは、平成30年3月に、指定管理業務となっている活性化事業のうち、給食食材提供事業の用に供するため、プレハブ冷蔵庫設備を購入している。指定管理業務として購入したのであれば、備品一覧表に記載する必要があるが、管理センターに当該認識はなく、記載が漏れている。</p> <p>指定管理料で購入した備品を管理センターの備品と明確に区別し、備品一覧表に適時に記載するよう、指定管理者を指導されたい。</p>	<p>プレハブ冷蔵庫は給食食材提供事業の用に供するために購入したものです。しかし、その財源は指定管理料ではなく指定管理者が収受する利用料収入によるものであったため、市への報告及び備品一覧表への記載を行っていませんでした。</p> <p>今後は、指定管理料で購入した備品と同様に報告するように指示し、備品一覧表へ記載をします。</p>
	95	②	結果	指定管理業務に係る区分経理について	<p>市は会計帳簿の金額と収支報告の金額が一致しているかという観点でのチェックのみで、不適切な支出が含まれているかという観点でチェックはしておらず、適正と評価していた。</p> <p>市は管理センターに対して、指定管理業務に係る区分経理を徹底するように指導されたい。また、計画数値については事業計画、人員配置、修繕計画等その根拠の妥当性を検証するとともに、決算数値については証憑類との突合や予算と実績の差の生じた理由の検証を行い、管理センターが適切に区分経理しているか十分に確認されたい。</p>	<p>収支報告書は指定管理者から提出のあった会計帳簿との金額的な突合のみを行っていませんでした。今後は会計帳簿などにより直接指定管理業務に関連しない支出が含まれていないかなども確認し、指定管理者へ区分経理を徹底するように指導します。</p> <p>また、事業計画等については、その内容の妥当性を検証し、決算数値と乖離が大きいようであればその検証なども行います。</p>
	95	③	結果	使用許可、転貸について	<p>市場が市の直営であった時は、市が協議会に対して直接行政財産の使用許可を与えていたが、指定管理者制度が導入された平成27年度以降は協議会、会員である市場内店舗のいずれに対しても、使用許可の手続きは行われていない。</p> <p>さらに、管理センターは別に民間事業者から近隣を通る新幹線高架下の土地を賃借している。当該契約に係る契約書において、転貸は禁止されているが、管理センターは一部を協議会に転貸している。</p> <p>市は、管理センター及び協議会と協議の上、事実関係を整理し、しかるべき手続を実施するよう指導されたい。</p>	<p>運営協議会への使用許可については、適切な手続を行うように指導します。</p> <p>また、新幹線高架下の土地に対しても、指定管理者と事実関係を整理し、適切な指導を行っていきます。</p>

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
市民生活局 産業振興室 産業政策課	96	④	意見	市場活性化事業について	<p>活性化のためのコストとして、指定管理料を支払っているのであれば、市には、海外販路事業に限らず各事業において、何をもち活性化しと判断するのか、また要したコストに見合う効果が発現しているか否かを定期的に検証する必要がある。</p> <p>今後も指定管理業務の一部として活性化事業を管理センターに実施させるのであれば、市は明石市卸売市場が活性化されたとする具体的な目標を定めて、実施効果の定期的な測定を行うとともに、指定管理業務の評価項目の一つとして活用し、実施事業の継続及び変更の可否等に係る判断材料とすべきである。</p>	<p>活性化事業については費用対効果の測定が非常に難しいものと考えます。今後は、年度計画により目標数値を求め、その数値の妥当性を検証し、決算においてその達成度を測定するようにします。</p> <p>また、その達成度により今後の事業のあり方についても検討していきます。</p>
	97	⑤	意見	給食食材提供事業について	<p>管理センターは、活性化事業として、平成28年度から明石市立中学校の給食食材を提供する事業を実施しており、平成29年度では専属職員を3名雇用し、当該事業に従事させている。しかしながら、活性化事業の支出として計上されているのは、当該職員の給与のみであり、法定福利費や賞与、退職共済掛金等は指定管理者の支出とされている。</p> <p>活性化事業の効果測定のためにも、事業に係るコストを漏れなく報告するように指定管理者に指導されたい。</p>	<p>担当職員の給与費のみの計上では活性化事業に係る人件費のすべてではありませんでした。</p> <p>今後は、活性化事業に係る経費について漏れなく報告するよう指導していきます。</p>
	97	⑥	意見	負担金について	<p>事故火災による施設の損傷で指定管理者の責めに帰さない場合は、市が責任を持つこととされている。しかし、市の責任において修繕する際に借入れを伴うならば、負担金の取決めにより指定管理者が最終的に概ね2分の1相当を負担することになるため、募集要項内で不整合が生じている。</p> <p>この点市は、責任分担は事務処理に係る手続上のことであり、費用負担を指したものではないとしているが、同表にある利用者への損害賠償は当然に費用負担を含めた責任と解されるため、事故火災による施設の損傷についても同様に費用負担を含む責任と誤認する可能性が高い。</p> <p>公募により指定管理者を募る場合、事業者が安心して応募できるように、不明確な要素は出来るだけ排除するよう努められたい。</p>	<p>募集要項において、「整備・改修計画については、あらかじめ市と指定管理者で協議の上、決定すること」としていますが、指定管理者の責めに帰さない事故火災により発生した借入に係る償還金の負担については、指摘のとおり指定管理者にとっての費用負担が不明確な内容となっています。</p> <p>今後は、募集要項において不明確な内容がないように努めます。</p>

【9. 明石市立総合福祉センター】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
福祉局 福祉政策室 福祉総務課	103	①	意見	事業収支等の確認について	指定管理業務に対する市の管理方針である指針によると、事業収支について、年2回は会計帳簿との突合等、詳細な確認を行うものとして記載されているものの、すべての会計伝票等をコピーすることまでは求めている。 監督の趣旨を鑑み、市の職員が現地に赴いて重要な伝票の原本を確認する、会計帳簿を通過して必要と認められる取引のみ会計伝票等の提出を要求する等、費用対効果を十分に考慮した上で、収支計算書の確認方法について検討されたい。	今後は、重要な伝票のみ原本を確認する、会計帳簿を通過して必要と認められる取引のみ会計伝票等の提出を要求する等、費用対効果を十分に考慮した上で収支計算書の確認を行います。
	104	②	意見	自主事業について	自主事業は、総合福祉センター指定管理業務に関する仕様書において、実施の要件が記載されている。 事業の費用は全額指定管理料から支払われている一方で、利用者から徴収した実費相当分の収入は、指定管理者の収入になっている。 市としての自主事業の定義を決定した上で、仕様書に記載されている自主事業が、指定管理業務に該当するものなのか否かを検討されたい。	現状の運用は、指定管理者へ当該自主事業の実施を求め、事業提案を受けて業務を実施しています。このほか、指定管理者からの自由な提案による事業も行われています。 今後は、指針等において新たに明示にされる、市としての自主事業の定義を踏まえて運用を行っていきたいと考えています。
	104	③	結果	パンフレット及びホームページに記載する貸室の記載について	市としては、利用案内において、詳細な説明をしているが、現状のパンフレットやホームページの記載では、市が想定している用途が利用希望者に正確に伝わらない。 正しい情報を市民に周知するようパンフレットやホームページの記載方法の見直しを検討されたい。	平成31年2月1日より、パンフレット及びホームページの改訂を行い、記載内容を見直しました。
	106	④	意見	稼働率について	施設全体の稼働率は、36～37%の推移となっている。 有料貸出分は、多目的体育室を除き、使用回数は0若しくは1桁台と低い数値で推移している。 市及び社協は、低稼働率の会議室等の課題を分析し、有料貸出をしている施設は、使用の申し込み方法の変更も含め、施設全体として、利用率・稼働率の向上を図られたい。	施設利用について、無料で使用できるもの（本来使用者）を優先するため、一般利用（有料）での利用申し込みは使用日の1週間前からとじていました。このことが利用率・稼働率が低迷する要因の一つと考えられたため、平成31年2月1日より、一般利用（有料）での利用申し込みを、使用日の2週間前から見直し、検証を行うこととしました。
	109	⑤	意見	指定管理者の選定要件について	総合福祉センターでは平成28年度からの指定管理業務について、公募により、指定管理者選定を行っている。しかしながら、平成27年度に実施した公募において、応募者は、現在の指定管理者である社協のみであった。 市は、1社のみ応募となった原因について、施設の運営には多様な専門職の配置が必要であり、確保することにネックがあったのではないかと分析を行っている。 また総合福祉センター条例に基づき、総合福祉センター内の指定管理者を、社会福祉法人に限定していることも応募が少ないことの一因となっていると考えられる。 より多くの団体に応募を検討してもらうための市としての対応策について十分に検討されたい。	総合福祉センターは福祉目的の施設であり、その運営には多様な福祉専門職の配置や、福祉分野に関する広範なノウハウが必要であるため、明石市立総合福祉センター条例では、同センターの指定管理者を社会福祉法人に限定しているところです。 一方、社協以外の社会福祉法人でも総合福祉センターの運営は可能と判断して、平成27年度から公募による選定に切り替えたところであり、施設運営が可能な団体を発掘するなど、公募の趣旨にかなう事業者選定ができるよう検討していきます。

【10. ふれあいプラザあかし西】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
福祉局 福祉政策室 福祉総務課	114	①	意見	事業収支等の確認について	<p>市と指定管理者で締結している基本協定書では、選定時以降、指定管理者の各構成団体となる法人全体の決算書の提出を要請しておらず、当施設においても法人全体の決算書を入手していなかった。</p> <p>しかし、法人において指定管理業務は一部にすぎず、指針の趣旨にある「経営の安定性を確認する」ためには必要に応じて、法人全体の決算書を入手し、確認することも検討が必要である。</p> <p>施設所管課は、指針の趣旨を踏まえた事業収支の確認ができるよう、指定管理者に対し、提出資料に関する指導を実施されたい。</p>	<p>選定時以降（平成28年度、平成29年度）の、指定管理者の構成団体（共同事業体3社）の決算書を平成30年10月18日に入手し、経営の安定性を確認しました。</p> <p>また、平成30年度事業収支について、平成30年度収支計画、平成29年度実績報告書との対比による分析を順次行いました。</p>
	114	②	意見	一般管理費等における本社費の取扱いについて	<p>本社費が指定管理業務費用として計上されること自体は否定されるものではないものの、見積り項目であり、もともと恣意性が介入しやすい（利益操作が可能）。指定管理者が計上金額の根拠を説明できなければ、市が確認することができず、市民に説明責任が果たせなくなることばかりか、指定管理者制度の趣旨である施設運営コストの縮減につながらないおそれがある。</p> <p>そのため、本社費について配賦方法の合理性や計上根拠等、十分に確認されたい。</p>	<p>2019年度事業収支計画より、一般管理費に対して、その内容及び金額の見積もり根拠等について、書面を求めるようにしました。</p> <p>また、年度末の事業報告書を受領する際にも、一般管理費の根拠について今後求めていくものとしています。</p>
	115	③	結果	共同事業体の指定管理者選定について	<p>共同事業体（3社）間において、各構成団体の役割及び権利義務を明文化した協定書等が締結されていなかった。</p> <p>指定管理の応募団体が共同事業体の場合、指定管理業務の運営能力・継続性を判断するためには、各構成団体の役割や権利義務関係を把握することが重要である。</p> <p>協定書等を作成するよう指定管理者を指導するとともに、入手して各構成団体の役割及び権利義務を把握されたい。</p>	<p>「ふれあいプラザあかし西 共同事業体協定書」を平成31年1月18日に入手し、各構成団体の権利義務等の確認をしました。</p>



【11. 明石市立木の根学園たんぼぼ工房、明石市立木の根学園ひまわり工房、明石市立木の根学園短期入所施設】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
福祉局 生活支援室 障害福祉課	119	①	結果	事業収支等の確認について	<p>四半期ごとに指定管理者より提出される実務報告書について、記載されている収支計算書及び資金収支計算書等について、予算執行と大きな乖離が生じていないかという観点でのみ確認しており、その数値の正確性について会計帳簿等と照合していない。</p> <p>収支報告書の正確性を検証するために、会計帳簿等金額算定の根拠資料との照合を実施されたい。</p>	<p>今後、四半期ごとに指定管理者より提出される実務報告書について、指定管理先である社会福祉法人本部の会計帳簿等の資料と照合を行います。</p>
	120	②	意見	貸与備品の管理について	<p>指定管理業務開始に際し、市と指定管理者の双方による現物確認は実施されておらず、また過年度に購入した貸与備品は現物照合をしていないため、現物と台帳の間に齟齬が生じていた。</p> <p>この点、平成26年度の市の監査においても指摘を受けているが、今なお台帳整理の継続中であり、状況は改善されていない。</p> <p>指定管理者に現状を確認した上で、台帳整理が完了するよう指導されたい。また、横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に、貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。</p>	<p>現在備品台帳と現地の照合作業を指定管理者にて行っています。当課も立ち合いの上、可能な限り早期に照合作業を完了できるよう指定管理者を指導します。</p> <p>照合作業完了後、引き続き備品の適正管理に努め、定期的な照合作業の実施を図ります。</p>

【12. 明石市立知的障害児通園療育施設】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
福祉局 生活支援室 発達支援課	124	①	結果	基本協定書における指定の取消し等の要件について	基本協定書において、指定を取消すことができる事由が列挙されているが、市が管理する他施設の基本協定書に含まれている再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない。 基本協定書や年度協定の作成に当たっては、常に最新の情報を入手し、時勢や実態に対応した内容となるように努められたい。	基本協定書において、指定を取消すことができる事由に、再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない点について、協定書への記載を行います。 また、協定書の作成にあたっては、公の施設の指定管理者制度に関する指針等に則り、指摘のあった点にも留意し、内容の精査に努めます。
	124	②	結果	再委託範囲について	指定管理者は、同仕様書に定められた業務内容である利用児童の健康管理と身体測定、内科検診等の実施を嘱託医に委託している。当該業務は、容認される再委託として協定書に記載されていないため、現状の委託を許容している状態は協定違反である。 再委託に関する委託業者確認書の内容を精査するとともに、協定書の記載との齟齬がないかを確認されたい。また、業務の内容に応じて適宜協定書の見直しを実施されたい。	利用児童の健康管理と身体測定、内科健診等の実施について、容認される再委託として協定書への記載を行います。 また、再委託に関する委託業者確認書の内容の精査に努め、適宜協定書の見直しを行います。

【13. 高齢者ふれあいの里】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
福祉局 高年介護室	128	①	意見	事業収支等の確認 について	指定管理料が適切な水準であるかを検討する上で、収支実績や事業計画の分析結果は重要な判断材料となるものであり、指定管理者との協議した内容を含め、記録や分析結果を残しておくことが望ましく、対応を検討されたい。	指定管理者からの実績報告時等の協議内容については、協議録に残すよう、すでに改めたところですが、協議録の様式を、協議内容だけでなく、分析結果も合わせて明記するよう改め、指定管理料の適正化について取り組みを強化します。

【14. 大蔵海岸施設】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
都市局 都市整備室 海岸課	135	①	結果	貸与備品の管理について	<p>施設に保管されている備品を貸与備品一覧と照合したところ、協定書に記載のない市からの貸与備品があった。                      指定管理協定の締結時に確認したとしているが、現物の確認は、リストから現物を確認するのみではなく、現物からリストとの照合も実施されたい。                      また、協定書に記載されている備品一覧を適切に更新されたい。</p>	<p>定期的に備品の確認を行い、リストから現物を確認するだけでなく現物からリストとの照合も実施します。                      また、貸与備品一覧についても更新します。</p>
	136	②	意見	一般管理費等における本社費の取扱いについて	<p>指定管理者から施設所管課に提出された収支報告を確認すると、実際には支出のない費用が、一般管理費として計上されていた。                      指定管理者が施設の運営により利益を計上すること及び本部経費を合理的な配分により指定管理業務費用とすること自体は否定されるものではない。しかし、当該項目は見積り項目であり、もともと恣意性が介入しやすい（利益操作が可能）。指定管理者が計上金額の根拠を説明できなければ、市が確認することができず、市民に説明責任が果たせなくなるばかりか、指定管理者制度の趣旨である施設運営コストの縮減につながらないおそれがある。                      施設所管課は、指定管理者に対して、本部経費の配分が適切であることを説明できる根拠を整備させ、施設所管課が確認できるよう指導されたい。</p>	<p>2019年度事業収支計画より、一般管理費に対して、その内容及び金額の見積もり根拠等について、書面を求めるようにしました。</p>
	136	③	結果	再委託について	<p>当施設においては、指定管理者から指定管理業務の一部を再委託する旨の申請書はなく、再委託内容及び再委託先の報告に留まっており、どれくらいの費用をかけて委託したかの報告がなされていない。                      施設所管課は、事前に指定管理者から書面により再委託内容・委託先・金額の報告を受け、確認の上、書面により承認する必要があり、対応を検討されたい。</p>	<p>2019年度より指定管理者に対して、再委託にかかる申請について、事前に再委託内容・委託先・金額を記載した書面による提出を求め、承認するようにしました。</p>

【15. 石ヶ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
都市局 都市整備室 緑化公園課	142	①	意見	事業収支等の確認について	事業計画書の内容についての検討や協議について、一部は協議記録を作成し課長決裁されているが、口頭のみで行われている場合も多く、分析結果のすべてを残しているわけではなかった。 指定管理料が適切な水準であるかを検討する上で、事業計画の分析結果は重要な判断材料となるものであり、指定管理者との協議した内容を含め、記録や分析結果を漏れなく残しておくことが望ましく、対応を検討されたい。	事業計画書の内容について協議等を行った場合、軽微な内容であっても漏れなく協議記録を作成し、資料として残すよう見直しました。
	142	②	意見	貸与備品の管理について	過年度に購入した備品等は、現状の運用では、指定管理期間開始時に台帳と現物の照合確認を実施するのみであり、指定管理期間中は台帳と現物の照合確認は実施していない。 横領等の不正を防ぐためにも、現物照合は指定管理期間開始時及び購入時のみではなく、指定管理期間中にも定期的に行うよう努められたい。	四半期モニタリング時に、新規購入備品について現物の照合確認を行っていますが、その際、過年度購入備品についても抽出して現物の照合確認を行うよう見直しました。
	143	③	結果	基本協定書における指定の取消し等の要件について	基本協定書において、指定を取消すことができる事由が列挙されているが、市が管理する他施設の基本協定書に含まれている再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない。 基本協定書や年度協定の作成に当たっては、常に最新の情報を入手し、時勢や実態に対応した内容となるように努められたい。	基本協定書において、指定を取消すことができる事由に、再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない点について、協定書への記載を行います。 また、協定書の作成にあたっては、公の施設の指定管理者制度に関する指針等に則り、指摘のあった点にも留意し、内容の精査に努めます。
	143	④	意見	共同事業体の指定管理者選定について	平成29年度の収支報告書の実績において、自主事業収入、自主事業消耗品費が含まれており、その結果、純粋な指定管理業務からの収支は不明瞭なものとなっている。基本協定書には、「指定管理者は指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分しなければならない。」とされており、指定管理業務に係る経理と法人自体の経理を区分することが求められている。 自主事業と指定管理業務を混同しないためにも、適切に区分されたい。	収支計画および収支報告において、自主事業にかかる収支を区分して報告するよう指示します。
	143	⑤	意見	一般管理費について	一般管理費は収支差額の調整弁として使われている実態があり、指定管理者の恣意性が介入している。 市民に対する説明責任を果たす意味でも、施設所管課は指定管理者に対して一般管理費の計上に関する合理的な根拠を整備させるように指導すべきであり、不透明な内容については詳細を確認し、指定管理者に再考を求める・計上を否定する等の対応を実施されたい。	一般管理費については、一定割合の本社経費にかかるものとして、計上を否定するものではありませんが、恣意性を疑われることのないよう、明確な算出根拠の提示を求めます。
	144	⑥	意見	小口現金の管理について	小口現金を実査した際の実施結果を記す金種表を作成しておらず、実査の結果も残されていなかった。過去には小口現金残高と実査金額に差異が生じたこともあり、その都度原因究明を行った経緯もある。 このような状況では、再び問題が発生した場合に事後検証を行えず、私的流用のリスクを低減できない。今後は実査を行った場合の金種表を作成し、保存しておく等の対応を検討されたい。	小口現金について、指定管理者は毎日実査を行い正確性を確認していますが、より正確性を高めるため、金種表を作成した上で責任者が検印するよう見直しました。

【16. 明石駅前立体駐車場】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
都市局 道路安全室 交通安全課	148	①	結果	再委託について	<p>指定管理者は平成29年度業務が始まる直前に再委託対象業務を市に報告しているが、再委託内容と再委託先のみ記載され、実施回数や金額は記載されていない。</p> <p>施設所管課は、事前に指定管理者から書面により再委託内容・委託先・金額の報告を受け、確認の上、書面により承認する必要があり、対応を検討されたい。</p>	再委託については、事前に指定管理者から書面による再委託内容・委託先・金額の報告を受け、内容を確認した上で承認することとします。
	149	②	結果	基本協定書における指定の取消し等の要件について	<p>市は、平成29年度から平成31年度の3年間を対象として、協定書を締結している。当該協定書において、指定を取消することができる事由が列挙されているが、市が管理する他施設の基本協定書に含まれている再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない。</p> <p>基本協定書や年度協定の作成に当たっては、常に最新の情報を入手し、時勢や実態に対応した内容となるように努められたい。</p>	<p>基本協定書において、指定を取消することができる事由に、再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない点について、協定書への記載を行います。</p> <p>また、協定書の作成にあたっては、公の施設の指定管理者制度に関する指針等に則り、指摘のあった点にも留意し、内容の精査に努めます。</p>

【17. あかし市民図書館、明石市立西部図書館】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
政策局 政策室 本のまち担当	156	①	意見	事業収支等の確認について	<p>指針では施設所管課に対し、指定管理者の収支に関する詳細な確認を求めている。当施設の指定管理者からの提出された事業計画書の収支計画や事業報告書の収支報告は、前期実績や予算と対比されておらず、分析結果が記載されていない。</p> <p>施設所管課では、次年度の指定管理料の予算を要求するに当たり、提案時の収支計画や実績との差異内容、予算項目の積算根拠及び必要性等を指定管理者へ質問しているものの、十分な回答を入手できていない。</p> <p>施設所管課は、指針の趣旨を踏まえた事業収支等の確認ができるよう、指定管理者に対し、提出資料に関する指導を実施されたい。</p>	<p>月次協議において、改めて収支計画・収支報告の際に必要な情報や資料を指示し、事業計画書・事業報告書の記載内容についても改善を指導しました。</p> <p>今後は、施設管理課の指示・指導に対する指定管理者の対応などを詳細に記録し、再指定の評価等に反映させていく考えです。</p>
	156	②	意見	西部図書館の貸室の有効利用について	<p>施設所管課は、会議室等の利用状況について、指定管理者からの月次報告をもとに各月の利用回数、使用料収入の内訳及び時間帯別（午前・午後・夜間）の稼働状況を集計しているものの、稼働率向上にむけた取組等には至っていない。</p> <p>西部図書館は、平成11年に開館されて以降、約20年が経過しており、近年の利用実態を勘案して、使用料の設定（使用目的ごとの単価設定や時間帯当たり単価等）や開室時間等について、再検討することが望ましい。</p> <p>指定管理者は、西部図書館の運営目標を「身近な暮らしの拠点」としていることから、併設されている西部市民会館の利用者からも市民のニーズを把握し、指定管理者からの提案を受ける等、今後の有効な活用方法及び効率的な運営方法について検討されたい。</p>	<p>西部図書館については、貸館の稼働率が低いことに加え、読書室が狭いという課題も抱えており、現在も混雑時には研修室や会議室を臨時読書室として使用しています。</p> <p>なお、図書館が1階で、会議室等は2階に配置されているため、貸館の存在を知らない利用者もいるため、図書館広報誌等でPRを始めたところです。</p> <p>今後は、貸館の利用実態を詳細に把握し、貸館についての市民ニーズを踏まえて見直しを進めて行く考えです。</p>

【18. 明石市立少年自然の家】

担当部署	ページ	番号	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方
教育委員会事務局 青少年教育課	161	①	結果	事業収支等の確認について	当施設の指定管理者からの提出資料について、事業計画書の収支計画が前期実績と対比されておらず、分析結果も記載されていなかった。 施設所管課は、指針の趣旨を踏まえた事業収支の確認ができるよう、指定管理者に対し、提出資料に関する指導を実施されたい。	事業計画書の収支計画に、前期実績との対比と分析結果について記載を行い、適切な事業収支の確認に努めます。
	161	②	結果	貸与備品の管理について	横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に、貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。 また、指定管理者の引継ぎの際には、新旧指定管理者双方の立会による現物確認を要請されたい。	指定管理者に対し、定期的に貸与備品と備品台帳の照合と結果報告を行うよう指導します。 また、指定管理者の引継ぎの際には、新旧指定管理者双方の立会による現物確認を行うことを徹底します。
	162	③	意見	食堂の運営状況の管理について	食堂の運営は、仕様書上、自主事業に関する業務の一環として、事業計画書の作成を要請している。年度の事業計画及び事業報告には、食堂の運営に関する計画及び実績報告についての記載がされていない。食堂運営業務についても、指定管理者による他の委託業務と同様、施設所管課として、月次の業務報告にて運営状況を確認するとともに、事業計画及び事業報告にて業務の遂行状況の把握に努められたい。	食堂運営業務について、年度の事業計画及び事業報告に記載するとともに、月次の業務報告にて運営状況の確認を行い、業務の遂行状況の把握に努めます。
	162	④	意見	月例協議の議事録について	施設所管課と指定管理者は、月例協議を実施しているが、双方とも議事録は作成しておらず、事後的に協議内容・決定事項等を確認することが困難な状況である。 月例協議にて、指定管理者と共有した事項や指導内容の証跡を残すことは、指定管理者に対する年度末の評価や今後の施設の運営に有益であると考えられるため、協議内容について、議事録を作成するとともに上長へ報告することを検討されたい。	月例協議の議事録を作成し、課内供覧を行います。
	163	⑤	意見	現金管理について	施設での経理担当者は、毎朝、現金と帳簿残高との一致を確認しているが、別の担当者による確認・現金実査の再実施がなされていなかった。 現金は、盗難紛失等のリスクが高い資産であるため、現金を実査する際は、金種表等を利用して実査結果を証跡として残すとともに、内部牽制として、担当者以外の者による確認や実査の再実施を行うことが望ましい。	所長による現金と帳簿残高の再実査及び検認を行うようにしました。



○ 直営施設について

担当部署	ページ	区分	指摘項目	指摘内容	改善内容及び市の考え方																										
<p>総務局 財務室 財政健全化担当</p>	<p>166</p>	<p>意見</p>	<p>直営施設の指定管理者制度導入の検討について</p>	<p>平成17年6月制定の指針において、指定管理者制度導入に向けての考え方を整理しており、当時に平成19年度以降の導入を検討するとされた施設と現在の指定管理者制度導入状況は以下のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="899 352 1834 766"> <tr> <td>施設名</td> <td>指定管理者制度導入状況</td> </tr> <tr> <td>高齢者ふれあいの里</td> <td>指定管理施設</td> </tr> <tr> <td>あかし男女共同参画センター</td> <td>指定管理施設</td> </tr> <tr> <td>明石市生涯学習センター</td> <td>指定管理施設</td> </tr> <tr> <td>明石市立少年自然の家</td> <td>指定管理施設</td> </tr> <tr> <td>明石市立文化博物館</td> <td>指定管理施設</td> </tr> <tr> <td>明石市立木の根学園</td> <td>指定管理施設</td> </tr> <tr> <td>あかし斎場旅立ちの丘</td> <td>直営施設</td> </tr> <tr> <td>明石市立保育所（一部）</td> <td>直営施設</td> </tr> <tr> <td>さざなみ園</td> <td>平成28年3月に民営化</td> </tr> <tr> <td>農業センター</td> <td>平成19年3月に廃止</td> </tr> <tr> <td>明石市立天文科学館</td> <td>直営施設</td> </tr> <tr> <td>明石市石ヶ谷墓園</td> <td>直営施設</td> </tr> </table> <p>半数の施設で指定管理者制度は導入済みであるが、残りの施設についても、更なる効率化及び市民サービスの向上に向けて、指定管理者制度を含め、施設のあり方や管理運営の見直しを検討されたい。</p>	施設名	指定管理者制度導入状況	高齢者ふれあいの里	指定管理施設	あかし男女共同参画センター	指定管理施設	明石市生涯学習センター	指定管理施設	明石市立少年自然の家	指定管理施設	明石市立文化博物館	指定管理施設	明石市立木の根学園	指定管理施設	あかし斎場旅立ちの丘	直営施設	明石市立保育所（一部）	直営施設	さざなみ園	平成28年3月に民営化	農業センター	平成19年3月に廃止	明石市立天文科学館	直営施設	明石市石ヶ谷墓園	直営施設	<p>公共施設配置適正化基本計画及び実行計画に沿った取り組みの中で、指定管理者制度を含めて、施設のあり方や管理運営の見直しを検討していきます。</p> <p>なお、あかし斎場旅立ちの丘については、2020年度から指定管理者制度を導入することとして手続きを進めているところです。</p>
施設名	指定管理者制度導入状況																														
高齢者ふれあいの里	指定管理施設																														
あかし男女共同参画センター	指定管理施設																														
明石市生涯学習センター	指定管理施設																														
明石市立少年自然の家	指定管理施設																														
明石市立文化博物館	指定管理施設																														
明石市立木の根学園	指定管理施設																														
あかし斎場旅立ちの丘	直営施設																														
明石市立保育所（一部）	直営施設																														
さざなみ園	平成28年3月に民営化																														
農業センター	平成19年3月に廃止																														
明石市立天文科学館	直営施設																														
明石市石ヶ谷墓園	直営施設																														